

大津市告示第 2 2 0 号

景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画を変更したので、同法第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により次のとおり告示し、当該変更後の景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 3 0 年 8 月 2 8 日

大津市長 越 直美

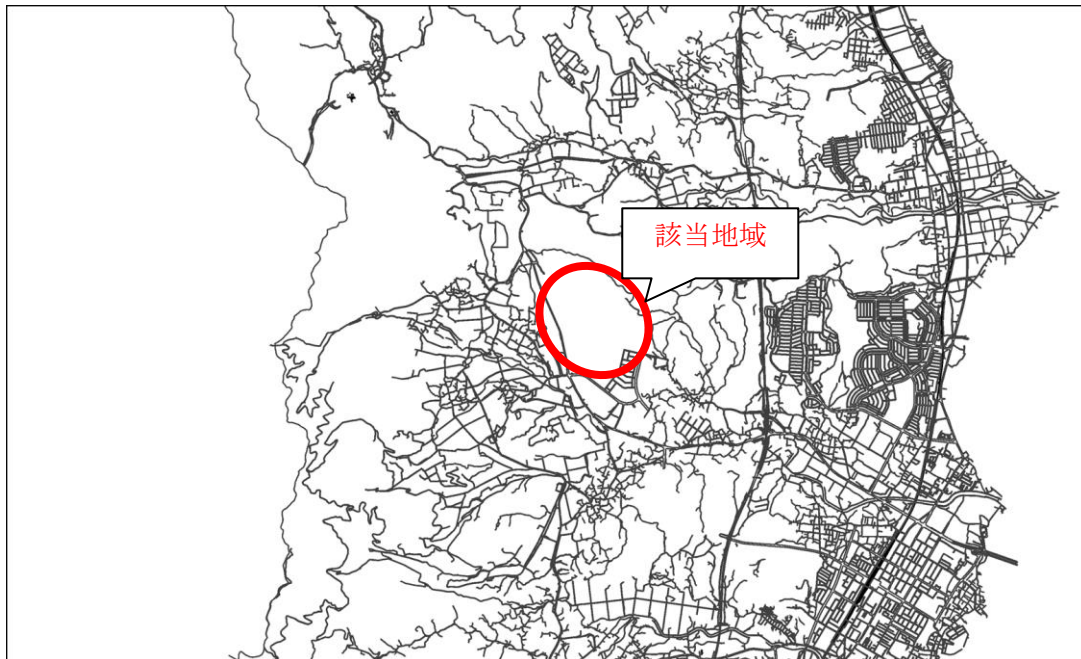
- 1 変更した景観計画の名称 大津市景観計画
- 2 効力の発生する日 平成30年8月28日
- 3 図書の縦覧場所 大津市役所未来まちづくり部まちづくり計画課

大津市景観計画の変更について

大津市景観計画を次のように変更する。

変更箇所

大津市伊香立下在地町の一部



変更内容

上記該当地域（約 86.0 ha、詳細は別紙）の景観区の変更

変更前：低層住宅地景観区 ⇒ 変更後：沿道市街地景観区

変更理由

都市計画の用途地域の変更に伴い、景観法上の規制誘導との整合を図り、総合的な計画推進に寄与し、良好な景観形成の指導・誘導を適正に行うために、景観区を変更するものである。

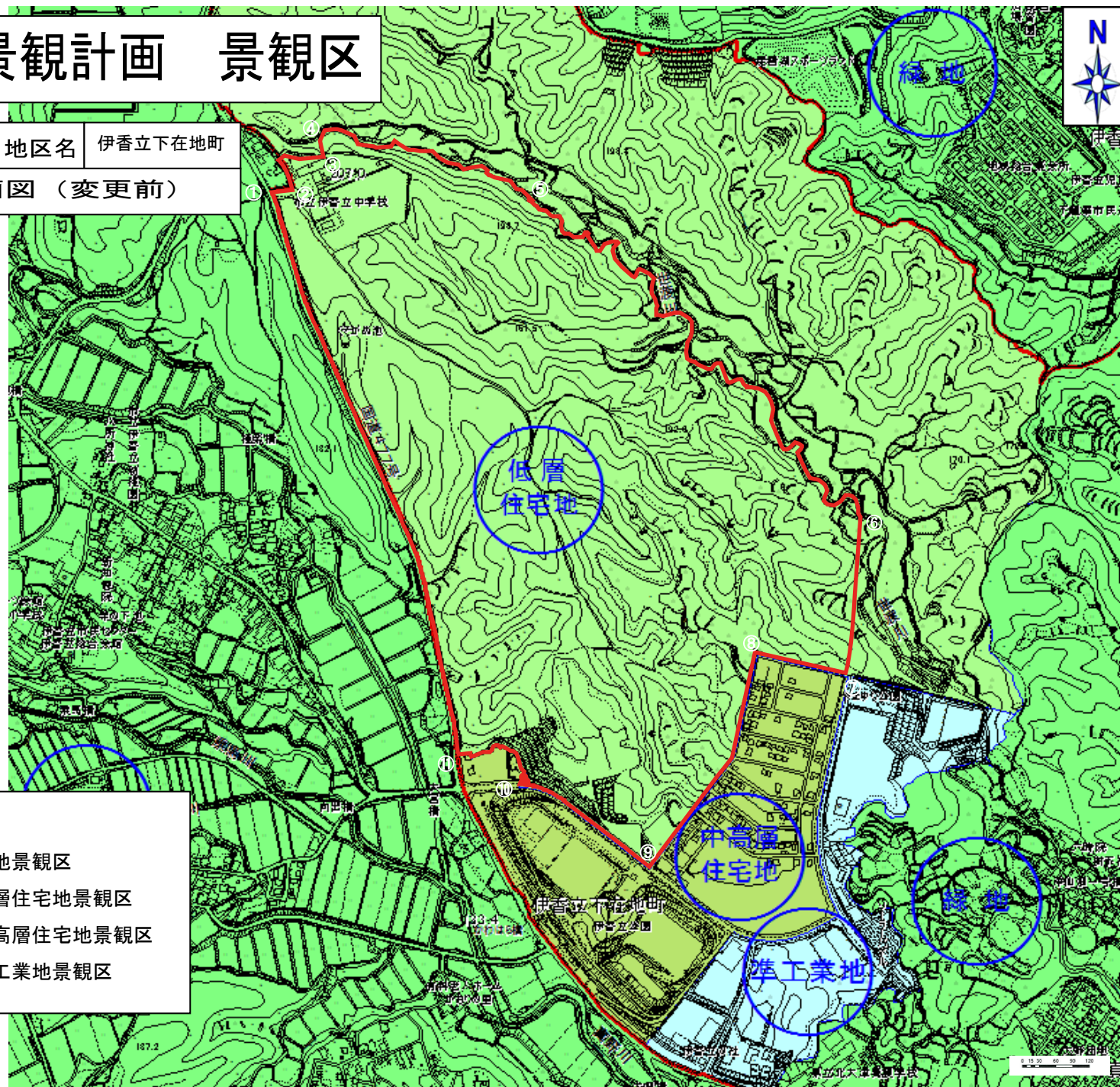
大津市景観計画 景観区

番号	1	地区名	伊香立下在地町
図面名	計画図（変更前）		

- ①-② 里道界
- ②-③ 地番界
- ③-④ 里道界
- ④-⑤ 地番界
- ⑤-⑥ 水路界
- ⑥-⑦ 地番界
- ⑦-⑧ 道路中心線
- ⑧-⑨ 道路中心線
- ⑨-⑩ 道路中心線
- ⑩-⑪ 地番界
- ⑪-① 道路界

景観区 凡例

	緑地景観区
	低層住宅地景観区
	中高層住宅地景観区
	準工業地景観区



大津市景観計画 景観区

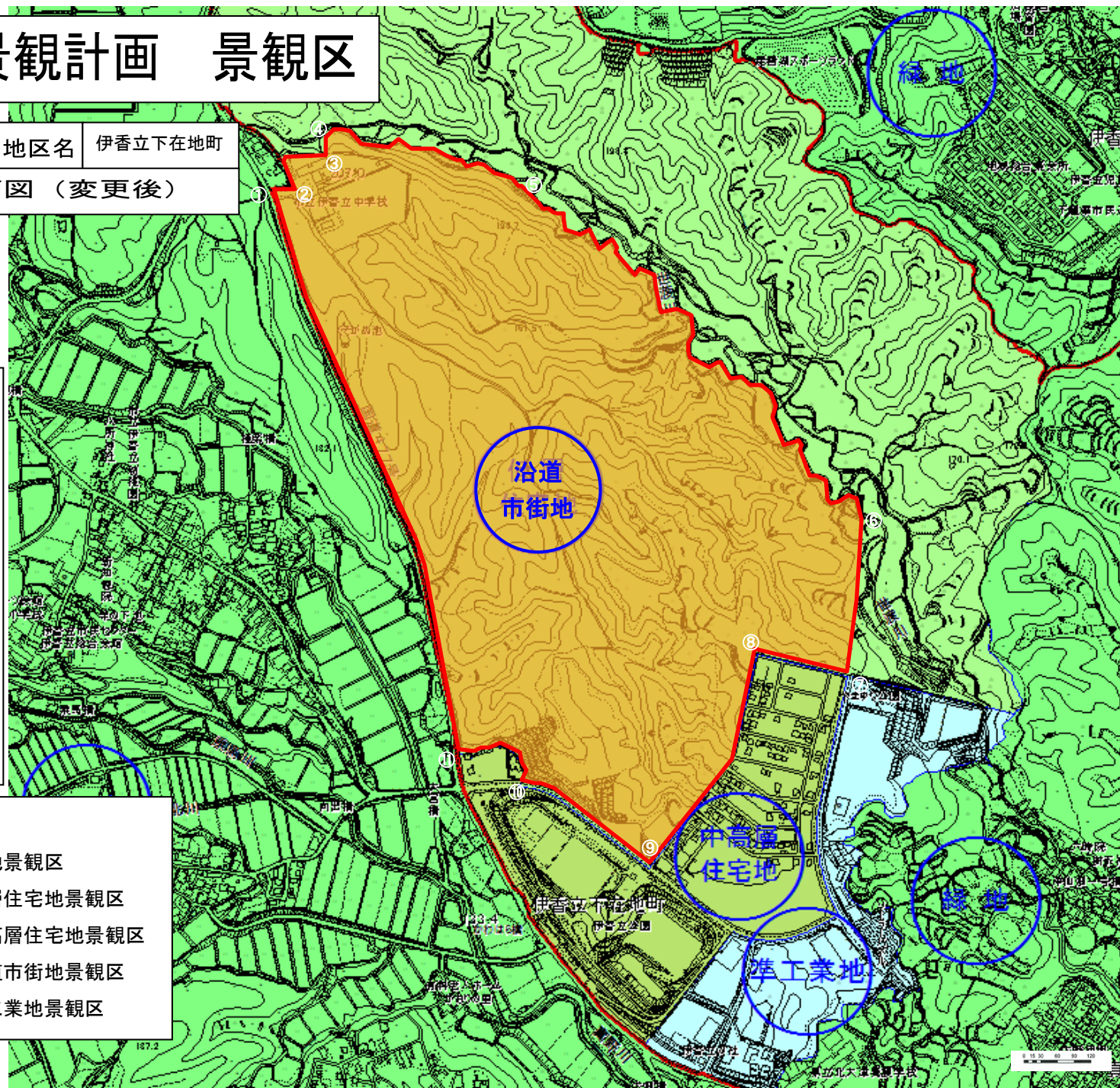
番号	1	地区名	伊香立下在地町
図面名	計画図（変更後）		



- ①-② 里道界
- ②-③ 地番界
- ③-④ 里道界
- ④-⑤ 地番界
- ⑤-⑥ 水路界
- ⑥-⑦ 地番界
- ⑦-⑧ 道路中心線
- ⑧-⑨ 道路中心線
- ⑨-⑩ 道路中心線
- ⑩-⑪ 地番界
- ⑪-① 道路界

景観区 凡例

- 緑地景観区
- 低層住宅地景観区
- 中高層住宅地景観区
- 沿道市街地景観区
- 準工業地景観区



0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100
メートル